（人事院規則九―七の一部改正）

第四条　人事院規則九―七（俸給等の支給）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（俸給の支給）	（俸給の支給）
第一条の四～第二条　（略）	**第一条の四～第二条**　（略）
第三条　職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして移動した場合においては、発令の前日までの分の俸給は、その給与期間の現日数から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日並びに同条第三項及び勤務時間法第八条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた俸給の支給義務者において支給し、発令の当日以降の分の俸給は、その者のその月に受ける俸給額からその者が従前所属していた俸給の支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになつた俸給の支給義務者において支給する。	**第三条**　職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして移動した場合においては、発令の前日までの分の俸給は、その給与期間の現日数から勤務時間法第六条第一項に規定する週休日の日数を差し引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）によりその者が従前所属していた俸給の支給義務者において支給し、発令の当日以降の分の俸給は、その者のその月に受ける俸給額からその者が従前所属していた俸給の支給義務者において既に支給された額を差し引いた額を、その者が新たに所属することになつた俸給の支給義務者において支給する。
2　（略）	2　（略）

（人事院規則九―一五の一部改正）

第五条　人事院規則九―一五（宿日直手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（宿日直手当の額）	（宿日直手当の額）
第二条　前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。	**第二条**　前条第一号及び第二号の勤務についての宿日直手当の額は、その勤務一回につき、次の各号に掲げる額とする。ただし、勤務時間が五時間未満の場合は、当該各号に掲げる額に百分の五十を乗じて得た額とする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ、ホ(1)、ヘ(1)、チ(1)を除く。）、ヌ並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千百円（人事院の定めるものにあつては、七千四百円）	三　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号イ、ハ、ニ(1)、ホ(1)、ト(1)を除く。）、チ、ヌ並びにル(3)及び(5)に掲げる勤務については、六千百円（人事院の定めるものにあつては、七千四百円）
四　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号チ(1)に掲げる勤務については、二万千円	四　前条第二号の勤務のうち規則一五―一四第十三条第一項第三号ト(1)に掲げる勤務については、二万千円
2～4　（略）	2～4　（略）

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第六条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次の表により改正する。

改正後	改正前
（勤勉手当に係る勤務期間）	（勤勉手当に係る勤務期間）
第十一条　（略）	**第十一条**　（略）
2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。	2　前項の期間の算定については、次に掲げる期間を除算する。
一～八　（略）	一～八　（略）